

新

・ 事業計画の
エッセンス

< 本編 >

平成30年3月改訂

国土交通省
水管理・国土保全局下水道部

<本編>

第0章 はじめに	…	1
第1章 維持修繕基準について		
1.1 背景	…	2
1.2 基準の内容	…	3
1.3 点検箇所	…	5
1.4 点検記録	…	7
第2章 事業計画制度について		
2.1 変更の内容	…	8
2.2 点検の方法及び頻度の記載	…	11
2.3 土地利用の状況を記載した書類の追加	…	15
2.4 施設の設置に関する方針の追加	…	16
2.5 施設の機能の維持に関する方針の追加	…	21
2.6 財政計画書の変更	…	26
Q&A		
【1.制度全般】	…	29
【2.維持修繕基準】	…	31
【3.事業計画(施設の設置に関する方針)】	…	33
【4.事業計画(施設の機能の維持に関する方針)】	…	36
【5.事業計画(財政計画書)】	…	38

参考URL

- 国土交通省ホームページ(改正法の概要等)

<http://www.mlit.go.jp/river/suibou/suibouhou.html>

- 「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」(本稿では「ガイドライン」という。)

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000135.html

< 参考編 > (別冊)

論点

【論点①】 経営管理について	…	1
【論点②】 広域化・共同化について	…	17
【論点③】 PPP/PFIについて	…	24

参考資料

○下水道法(本稿では「法」という。)該当条項	…	38
○下水道法施行令(本稿では「施行令」という。)該当条項	…	40
○下水道法施行規則(本稿では「規則」という。)該当条項	…	42
○水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について (本稿では「施行通知」という。)	…	53
○下水道法に基づく事業計画の運用について (本稿では「運用通知」という。)	…	59
○下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項 について(本稿では「専門官通知」という。)	…	80
○下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等 を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて	…	93
○下水道法施行規則第4条の4第2項による点検結果の記録 等について	…	96
○排水施設の点検結果の道路管理者との共有等について	…	98
○道路の陥没対策のための下水道管理者との情報交換につ いて	…	99

< 事例編 > (別冊)

【事例①】施設設置のコツ[未普及対策を進める桑名市]	… 1
【事例②】機能維持のコツ[戦略的に管渠点検・調査、長期的にも事業の最適化を図る豊中市]	… 18
【事例③】機能維持のコツ[更新時期から逆算する戦略的な処理施設の点検・調査を実施する横浜市]	… 33
【事例④】機能維持のコツ[管渠の改築判断をコスト評価で実施する横須賀市]	… 43
【事例⑤】機能維持のコツ[処理施設の改築判断をコスト評価で実施する埼玉県]	… 56
【事例⑥】機能維持のコツ[効率的・効果的な施設管理(改築・維持)を実践する大阪市]	… 69
【事例⑦】機能維持のコツ[アセットマネジメントを用いて管きよの維持管理を効率的に進める仙台市]	… 83
【事例⑧】機能維持のコツ[効率的な調査で管きよの改築を進める名古屋市]	… 96
【事例⑨】機能維持のコツ[効率的・効果的な管路調査を実施する広島市]	… 121
【事例⑩】経営のコツ[今般、公営企業会計移行と使用料改定を検討・実施する柏市]	… 129
【事例⑪】経営のコツ[各種整備計画の財政見通しを融合させたアセットマネジメントシステムを活用する豊中市]	… 142
【事例⑫】経営のコツ[経営分析から中長期の経営戦略の策定を通じて経営健全化を進める松山市]	… 161
【事例⑬】広域化のコツ[あらゆる広域化を進める秋田県]	… 182
【事例⑭】官民連携のコツ[PF1によるエネルギー活用を行う愛知県]	… 192

【事例⑮】危機管理のコツ[危機管理力の強化を図る堺市]	… 203
【事例⑯】経営のコツ[安定した下水道事業のためにアセットマネジメントを進める静岡市]	… 213
【事例⑰】経営のコツ[アセットマネジメントを先進的に導入して持続可能な下水道事業を進める仙台市]	… 225

<本編>

第0章 はじめに

下水道施設は、急速な老朽化による維持管理・更新費用の増大が見込まれる。

一方、これを管理する地方公共団体においては、職員の減少等が予想される。

下水道事業は、一層効率的な運営が求められている。

こうした状況を踏まえ、平成27年に下水道法を改正し、戦略的な維持管理・更新、浸水対策、エネルギー活用、地方公共団体の支援強化といった新たな枠組みを下水道法に位置づけたところである。

本稿は、このような多様な下水道法改正の諸制度のうち、戦略的な維持管理・更新のための制度、つまり、新たな事業計画制度と、この背景となる維持修繕基準の創設について、そのエッセンスをまとめた。

また、本稿は、本編を可能な限り簡易に記載する一方、参考編で、経営管理や広域化・共同化、PPP/PFIといった、戦略的な維持管理・更新を進めるために、ぜひ知っておいていただきたい論点や現時点でいただいている実務上のQ&A等をまとめ、事例編として、参考となるトップランナーの取組をまとめるなど、多忙な読者でも習熟度に応じて活用しやすいよう、工夫を凝らした。

下水道事業に携わるみなさまが、本稿により、制度の概観をとらえられ、実務を行っていく、第一歩とされることを強く願っている。

第1章 維持修繕基準について

1.1 背景

- 維持修繕基準は必要な構造を維持する目的で体系化
- 災害時の機能維持も一環として体系化

これまでの下水道法では、整備に関する基準として施設の構造基準はあるものの、その構造を維持し、修繕していくための点検方法等に関する基準はなく、国はマニュアル等で方向性を示すにとどまっていた¹。

そこで、平成27年の下水道法改正では、維持修繕基準を法律上位置づけ、各下水道管理者が独自に行っていた対策を改めて体系化した。

施設の特性に応じた適切な維持管理を行うことで、維持管理・改築に係るトータルコストの縮減につながる。

また、下水道施設は、他のインフラとは異なり、災害時においても人々が使い続けなければならないため、機能を最低限維持することが必要となる。

このため、維持修繕基準の一部には、災害時において、下水道施設の機能の維持を図るための基準も含めている²。

もっと詳しく ⇒ 法第7条の2【参考編 P39】、施行通知2(1)(2)【参考編 P55】

¹ 笹子トンネル天井版落下事故以降、インフラの維持管理・更新のあり方が議論され、道路、河川、海岸でも各法律を改正し、維持修繕基準を創設している。下水道分野でも、管渠の老朽化、腐食等に起因する道路陥没事故が多発している。

² 維持修繕基準で、災害時の機能維持を位置づける公物は、現時点で下水道のみ。

1.2 基準の内容

- 維持修繕に関する責務が明文化
- 基準は全体方針、点検、災害時の機能維持を規定

(法律上の位置づけ)

まず、法第7条の2第1項において、初めて、公共下水道・流域下水道の維持修繕に関する下水道管理者の責務が規定された³。

「公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。」(第1項)⁴

維持修繕基準とは、同条第2項で、この下水道管理者の責務を達成するため、維持修繕に関して具体的に必要となる技術上の基準として、政令(施行令第5条の12)で定めることとされたもののことである。

(基準の内容とは)

施行令第5条の12第1項第1号から第5号までに規定される、維持修繕基準の具体的な内容を見ていきたい。

³ これまでも、特に注意を要するものについての維持管理の基準(終末処理場の運転管理基準(法第21条の2第1項)や発生污泥等の処理基準(同条第2項))は規定されていたが、施設全体のメンテナンスに関する基準は初めて。

⁴ 維持修繕に関する責務や維持修繕基準は流域下水道にも準用される(法第25条の18)。このため、引用する規定中、「公共下水道」「公共下水道管理者」とあるのは、「流域下水道」「流域下水道管理者」と読み替えることになる。なお、都市下水路は、施行令第18条に別途維持管理の基準が規定されている。

まず、第1号と第2号では下水道施設全般について、維持修繕全体の考え方と点検の考え方を規定している。

「公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること」(第1号)

「公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと」(第2号)

第3号では、第2号で行うこととされた点検について、特に一部の排水施設についてその頻度を規定している。

「下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令(施行規則第4条の4)で定める排水施設にあつては、5年に1回以上の適切な頻度で行うこと」(第3号)

点検の対象箇所については、次節(1.3)で説明する。

なお、当該排水施設以外の下水道施設については、地方公共団体の判断により、適切な点検の時期を設定することとされている。

第4号では、異状が発見された場合は、効率的な維持修繕が図られるように必要な措置を講ずることとされている。

第5号では、災害の発生時においては速やかに応急措置を講ずることとされている。

これは、先にも述べたように、災害時においても下水道施設は不断なく下水を流下、処理し続けることが必要なためである。

もっと詳しく ⇒ 施行条例第5条の12【参考編 P41】、ガイドライン

1.3 点検箇所

- ・ 5年に1回以上の点検が義務づけとなる箇所は、排水施設のうち、コンクリートの材質で、圧送管吐出し先、落差・段差が大きい箇所、伏越し下流部などの腐食のおそれ大きい箇所。

5年に1回以上の適切な頻度で点検を行う、「下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きいものとして国土交通省令（施行規則第4条の4）で定める排水施設」を見ていきたい。

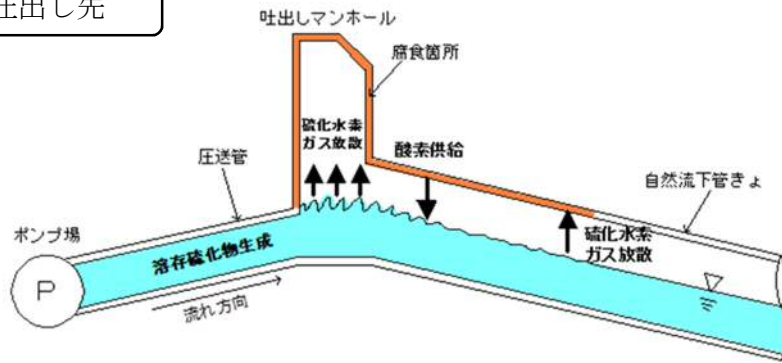
図1に示されるような圧送管吐出し先や伏越し下流部等は、導水された下水が嫌気状態から好気状態になることによって硫化水素が発生しやすい状況になっている。この硫化水素が硫酸へと変化すると、コンクリートが腐食されやすい。

このような場所について、ガイドラインにおいて具体的な選定基準等を記載している。ガイドラインでは、腐食するおそれ大きい材質としては、コンクリート（耐酸性に優れたコンクリート及びコンクリート表面に防食被覆を施した場合を除く。）を、腐食の種類としては、硫酸腐食を基本としている。

また、具体的な箇所としては、①圧送管吐出し先、②落差・段差が大きい箇所、③伏越し下流部、④その他腐食するおそれの大きい箇所について、各地方公共団体における腐食劣化の実績やこれまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえて選定することとしている。

なお、対象とする部位は、管渠とマンホールとし、取付け管等を除く。

圧送管吐出し先



伏越し下流部

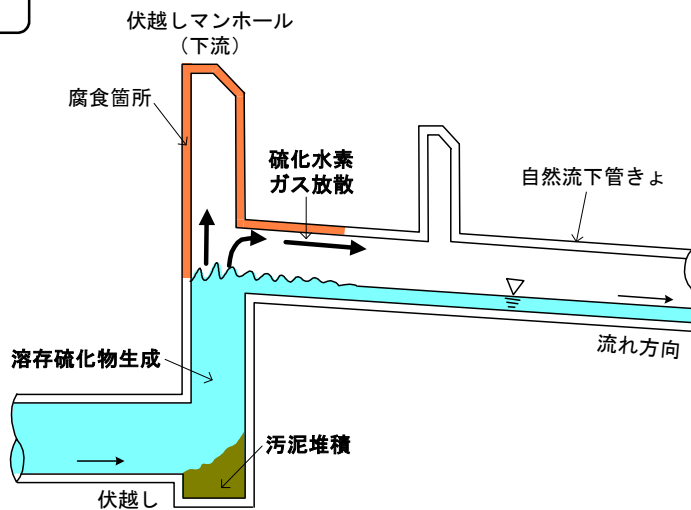


図1 腐食のおそれ大きい排水施設の例

出典:下水道管路施設腐食対策の手引き(案)
 ((公社)日本下水道協会・平成28年度上半期を目途に改定予定。)

もっと詳しく ⇒ 省令第4条の4第1項【参考編 P42】
 ⇒ ガイドライン第2編第2章311

事例で詳しく ⇒ 管渠点検の優先基準の決め方【事例②・事例編 P18】
 ⇒ 処理施設点検時期の逆算【事例③・事例編 P33】

1.4 点検記録

- 点検結果は、次の点検まで保存。

5年に1回以上の点検箇所について、実際に点検を行った場合、「点検の年月日」「点検を実施した者」「点検の結果」を記録し、次の点検を行うまでの期間保存することとしている。

記録様式は任意であり、各地方公共団体の方法に委ねているが、国交省では記録様式の参考となる例を示している。

「点検を実施した者」とは、地方公共団体が自ら点検を行った場合は、実際に点検を行った職員名を記載し、委託事業者が行った場合は、委託事業者、代理人、管理技術者、担当者、市の監督員等を記載することとなる。

図1-2

点検記録簿（例）

点検箇所住所		台帳番号			
マンホール№		点検日時	平成28年 月 日	AM-PM	:
監督員（職-氏名）					
委託事業者		現場代理人			
監理技術者		担当技術者			
点検項目	点検結果 (異状の有無)		異状の状態等		対応の要否
地上	路面凹凸	有	無		
	躯体	破 損	有	無	
		腐 食	有	無	
変 色		有	無		
管口	破 損	有	無		
	腐 食	有	無		
	変 色	有	無		
管体	破 損	有	無		
	腐 食	有	無		
	変 色	有	無		
逆上状況	滞 水	有	無		
	堆 積	有	無		
【点検者の所感】					

もっと詳しく ⇒Q & A2-5【P31】

⇒記録様式の事務連絡【参考編 P96】

省令第4条の4第2項【参考編 P42】

第2章 事業計画制度について

2.1 変更の内容

(事業計画の体系とは)

事業計画の記載事項や協議の際の添付資料などは、法、施行令、施行規則、運用通知に体系化されている。

この中で、事業計画の様式は、施行規則第4条により定めており、必要書類の一部は運用通知により定めている。

また、協議の際の添付資料は、施行令第4条及び運用通知により定めている。関連する規定を整理すると、図2のとおりとなる。

(今回の改正が関連する部分とは)

今回の改正により、これらの規定のうち、主に赤字が変更となったため、これに応じた対応が必要となる。

次節以降では、次の①から⑤に分けて、主な変更点について説明する⁵。

【事業計画制度の主な変更点】

- ① 点検の方法及び頻度の記載 (管渠調書、主要な管渠の平面図)
- ② 土地利用の状況を記載した書類の追加
- ③ 施設の設置に関する方針の追加 (運用通知様式1)
- ④ 施設の機能の維持に関する方針の追加 (運用通知様式2)
- ⑤ 財政計画書の変更 (運用通知様式3)

⁵ 公共下水道について説明するが、流域下水道も同様。

図2 事業計画制度の体系

下水道法

事業計画に定めるべき事項（法第5条）

第5条 前条第1項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- 二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- 三 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- 四 流域下水道と接続する場合にはその接続する位置
- 五 予定処理区域（雨水公共下水道に係るものについては、予定排水区域。次条第三号において同じ。）
- 六 工事の着手及び完成の予定年月日

2 略

事業計画の要件（法第6条）

第6条 第四条第一項の事業計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- 一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質（水温その他の水の状態を含む。以下同じ。）に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地利用の状況並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。
- 二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に適合していること。

三～六 略

事業計画の協議（法第4条）

第4条 略

2 公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあっては、国土交通大臣）に協議しなければならない。

3～6 略

事業計画の記載方法（施行規則第4条）

第4条 法第5条第1項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものについては別記様式第2の、流域関連公共下水道に係るものについては別記様式第3の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

- 一 下水道計画一般図
- 二 主要な管渠（前条に規定する主要な管渠をいう。）の平面図及び縦断面図（記載事項に政令第七条の二第三号に基づく点検の方法と頻度を追加）
- 三 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図
- 四 下水の放流先の状況を明らかにする図面
- 五 その他事業計画を明らかにするために必要な書類及び図面（様式変更）

別記様式第2
 予定処理区域調書、吐口調書
管渠調書（様式変更）、処理施設調書
 ポンプ施設調書、貯留施設調書

ガイドライン
 で対象箇所の
 選定方法
 等を規定

運用通知で
 様式を規定

協議の際の添付書類（施行令第4条）

第4条 公共下水道管理者は、法第4条第2項の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類及び次に掲げる事項を記載した書類を添付し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況
- 二 計画下水量及びその算出の根拠
- 三 公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠
- 四 下水の放流先の状況
- 五 毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源

まとめると..

- ① 点検の方法及び頻度の記載（管渠調書、主要な管渠の平面図）
- ② 土地利用の状況を記載した書類の追加
- ③ 施設の設置に関する方針の追加（運用通知様式1）
- ④ 施設の機能の維持に関する方針の追加（運用通知様式2）
- ⑤ 財政計画書の変更（運用通知様式3）

もっと詳しく ⇒ 施行通知2(3)【参考編 P57】

下位法令(政令・省令)

～コラム～ 事業計画ってなんで必要なの？

下水道法では事業計画制度を設け、下水道施設の配置、構造、能力及び予定処理区域、工事着手・完成の予定日をあらかじめ下水道管理者が定めた上で国土交通大臣又は都道府県に協議又は届出を行うこととしている。

これは、下水道が、下水の量や地形、放流先の状況等を考慮し適切に定められなければ、浸水被害や水質汚濁、公衆衛生の悪化等、人命を含む広域的な被害を招くおそれがあることに加え、下水道法第10条に基づき私人に対して接続義務が課されるという強い権利規制を有すること、一旦供用が開始されると使用を停止することが極めて困難であることから、第三者が事前に確認し、不適切な下水道整備がなされることを確実に回避することを目的としたものである。

特に、使用の強制は、公物法としては下水道法だけに見られる特異な規定であり、この点、他のインフラに比べ、適切な事業実施が強く求められるものである。

昭和33年の立法時からこれまでの間、事業計画制度を巡っては、下水道整備に係る全国的なノウハウが蓄積される中、地方分権の推進といった観点から、認可から協議・届出とするなど、その性質が変わってきた。他方、上記のような下水道のもつ性質、社会的要請は現在においても通底し続けるばかりか、今般の厳しい財政制約下において効率的・効果的なインフラ整備への社会的要請は高まるばかりであり、下水道事業は、これまで以上に適切な説明責任を果たし、住民理解を得ていくことが求められている。

今回、事業計画に排水施設の点検の方法・頻度を記載することとしたが、事業計画の記載事項の追加は昭和45年以来、実に半世紀ぶりのこととなる。これは、これまでの事業計画制度では網羅できていなかった事項に関する実態、すなわち、排水施設に起因する道路陥没等が多発していること、かつ、事故の中には点検自体は行っていたものの、その方法が適切でなかったため事故につながったものもあること、を踏まえて判断されたものである。排水施設の点検については、単に維持修繕に関する基準を設けるだけでなく、事業計画制度において、第三者が重ねて確認することとし、人命や都市の安全等を守ろうとするものである。

また、上記のような、インフラ全体を巡る社会的な要請の高まりを踏まえ、事業を明らかにするために必要な論点も変わってきている。事業計画の協議等の過程で必要となる書類についても、このような観点から必要な見直しを行うこととした。

改定の具体的な内容については、本編を参照されたい。

2.2 点検の方法及び頻度の記載

- ・ 腐食点検用のマンホール箇所数を管渠調書に記載、平面図に具体的な場所をマーク

法第5条第1項第1号の改正に基づき、事業計画に「排水施設の点検の方法及び頻度」を記載する必要がある。具体的には、管渠調書と主要な管渠の平面図に変更がある。

まず、施行規則様式2の公共下水道事業計画書のうち、管渠調書において、以下の(1)(2)の2点を記載する。表1をご覧いただきたい。

- (1) 新しく設けられた「点検箇所の数」の欄に、主要な管渠における腐食のおそれの大きい箇所を点検するためのマンホールの数を記載する。

「主要な管渠」とは施行規則第3条に定める、下水排除面積が20ヘクタール(その構造の大部分が開渠のものにあつては、10ヘクタール)以上の管渠のことである。

「点検するためのマンホール」とは、腐食のおそれの大きい箇所を点検するために職員等が入る又は管口カメラ等を挿入するためのマンホールのことである。

これは、腐食のおそれがある箇所が、マンホールの上流や下流にあったとしても、当該腐食の点検を行うためのマンホールの位置を記載することでよい、という記載の簡略化を図ったものである。

つまり、用いるマンホールの数だけ記載すればよく、腐食のおそれの

ある箇所を逐一記載する必要はない。

- (2) 「摘要」の欄に、主要な管渠における腐食のおそれの大きい箇所の点検方法と頻度を記載する。

「方法」は、目視によるのか、管口カメラによるのか等を記載する。

形式的には、方法の変更についても事業計画の変更に際して協議が必要な事項になる(法第4条第6項)ので、複数の方法が想定されるのであれば、複数記載する。

「頻度」は、5年に1回以上の頻度で記載する必要がある。

頻度の変更についても、「方法」同様、事業計画の変更に際して協議が必要な事項になる(法第4条第6項)ので、5年1回、3年に1回、とピンポイントで回数を記載するのではなく、「～回以上」と記載してよい。

なお、今回の改正に併せて、断面の形状(円形管、矩形管、開渠等)が同一の管渠については、管渠調書の記載をより簡易にできるよう、運用通知で明らかにしている。

具体的には、同一断面形状の管渠ごとに、「主要な管渠の内り寸法」の欄に、処理区・処理区分ごとに、当該処理区・処理区分における最大内り寸法と最小内り寸法を、「延長」の欄に、当該処理区・処理区分における総延長を、それぞれ記載できる。

この場合、「点検箇所の数」「摘要」欄も同一断面形状の管渠ごとに記載することになる。これまでどおり、口径ごとにそれぞれ記載することも可能である。

表1 公共下水道事業計画書

※赤字が記載例

公共下水道事業計画書		公共下水道管理者 工事着手の予定年月日 工事完成の予定年月日
------------	--	--------------------------------------

(第1表)

予定処理区域調査			
予定処理区域の面積	ヘクタール	予定処理区域内の地名	
処理区の名称	面積(単位 ヘクタール)		摘要

(第2表)

吐口調査						
処理区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	摘要

(第3表)

管渠調査				
処理区の名称	主要な管渠の内のり寸法(単位 ミリメートル)	延長(単位 メートル)	点検箇所の数	摘要
	○200~○1500	●●●●●	●●箇所	方法:マンホールからの管内目視または管口テレビカメラを用いる方法 頻度:5年に1回以上
計				

備考

- 1 「主要な管渠」とは、第3条第1項に規定する管渠をいう。
- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 3 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。
- 4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第4表)

処理施設調査								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積(単位 ヘクタール)	計画放流水質	処理方法	処理能力		計画処理人口	摘要
					晴天日最大(単位 立方メートル)	雨天日最大(単位 立方メートル)		
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称			主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要	

(第5表)

ポンプ施設調査						
ポンプ施設の名称	ポンプ施設の位置	敷地面積(単位 ヘクタール)	1分間の揚水量(単位 立方メートル)		摘要	
			晴天時最大	雨天時最大		
ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設の名称		主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要

(第6表)

貯留施設調査

処理区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位 立方メートル)	摘要

次に、施行規則第4条第2号に基づく平面図に、管渠調書に「点検箇所の数」として計上したマンホールの位置がわかるように記載する。

具体的には、平面図の中に、該当のマンホールをマークするなどして示す。例えば、下記の図3のような記載になる。「点検箇所の数」が特定できる記載方法であれば、どのような方法であってもよい。

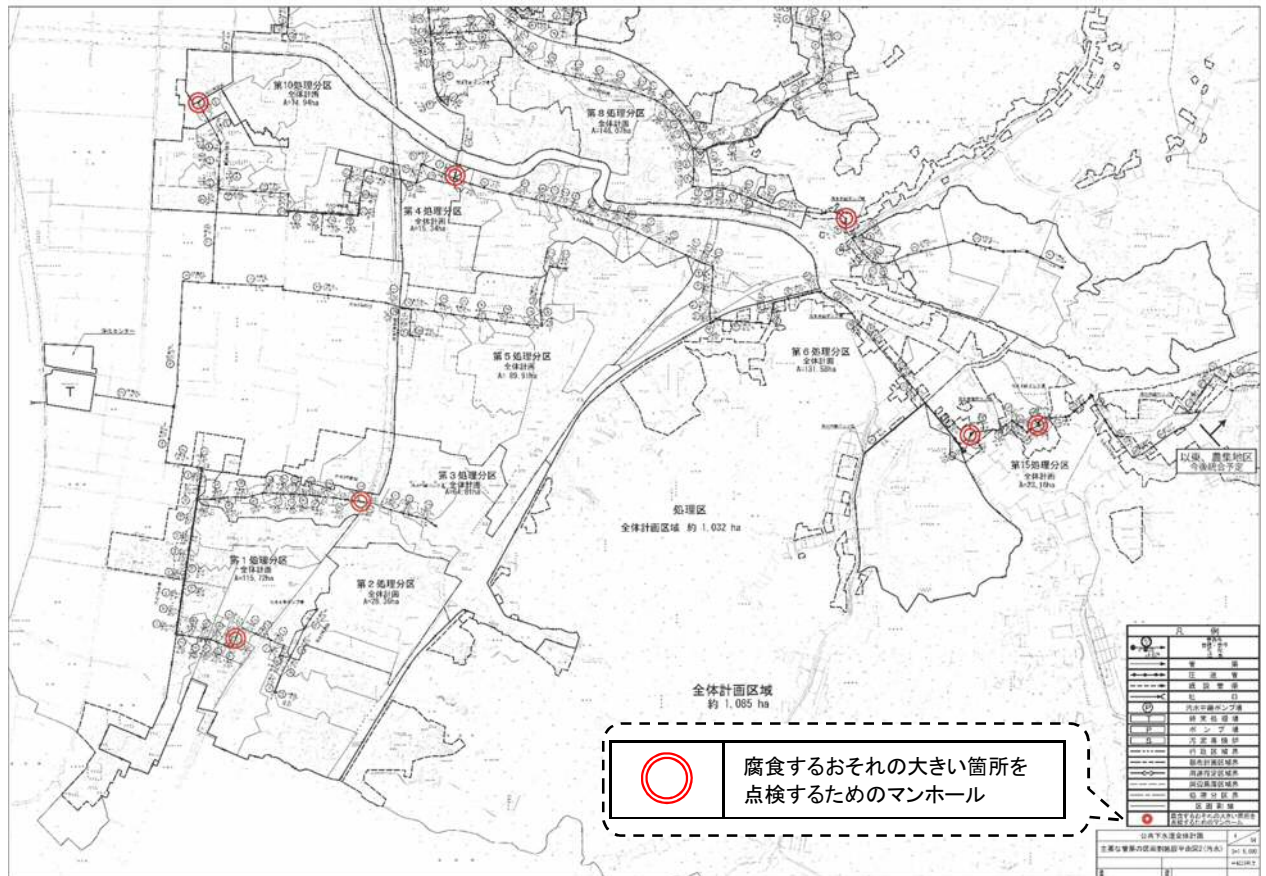


図3 主要な管渠の平面図の記載例

もっと詳しく ⇒ Q & A2—3, 2—4【P31】、ガイドライン

2.3 土地利用の状況を記載した書類の追加

- ・ 特に雨水の整備水準を上げる場合、土地の高度利用の状況等を協議資料に添付

法第6条第1号の改正に基づき、公共下水道の配置及び能力が「土地利用の状況」を考慮して適切に定められていることが新たに要件とされたことで、施行令第4条第1号の協議の際の添付資料として、土地利用の状況がわかるような書面が追加された。

「土地利用の状況」とは、商業地や住宅地といった土地の用途⁶に加え、地下街、高齢者・障害者等の要配慮者関連施設、ターミナル駅周辺等の土地の高度利用の状況等を示している。

これにより、雨水の流出の程度を考慮し公共下水道等の整備を行うことに加え、雨水の流出の程度を考慮するだけでは、地下街浸水による人命被害や交通の機能断絶による重大な経済被害が生じうる場合等について、土地の高度利用の状況等も考慮して、その防止を図るため適切な範囲で公共下水道等の整備水準を上げることなどを想定している。

具体的には、運用通知3.(2)⑨(i)において、地下街等都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、排除すべき雨水の量を特別に見込む区域については、「管渠及びポンプ場の能力の決定の理由」を記載又は添付することになっている。

もっと詳しく ⇒ 施行通知2(3)□【参考編 P58】

⁶ これまでも公共下水道の配置及び能力は「土地の用途」を考慮することが必要とされていたが、今回の改正で、「土地の用途」から「土地利用の状況」としている。

2.4 施設の設置に関する方針の追加

- ・ **事業を政策体系化で「見える化」**

施行規則第4条第5号の「その他事業計画を明らかにするために必要な書類」について、運用通知3.(2)⑧において、「施設の設置に関する方針」を含むことにした。

「施設の設置に関する方針」には、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の整備水準の現状及び中長期目標、事業の重点化・効率化の方針、中期目標を達成するための主要な事業を、主要な施策ごとに記載する。

これは、これまでも「その他事業計画を明らかにするために必要な書類」に「段階的建設計画」(運用通知旧様式1)を含むこととしていたが、今回この様式を変更し、中長期的な目標の下に、事業の重点化・効率化の方針や個別の事業の水準を位置づけることで、事業のより一層の効率化、事業効果の見える化、事業の持続的な運営等の観点を含めて、事業計画を明らかにしようとするものである。

まずは、次ページの様式と記載例をご覧ください。

表2 施設の設置に関する方針

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準				事業の 重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考	
	指標等	現在 (平成〇年度末)	中期目標 (平成〇年度末)	長期目標				
汚水処理	下水道処理人口普及率	60%	85%	85%	(例1) 平成〇〇年度に見直した都道府県構想に基づく汚水処理の10年概成を目標とし、人口密度が高い地域から優先的に整備を実施する。 (例2) 集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10年以内に下水道整備が概成しない地域については、地域住民の意向等を踏まえ、浄化槽を整備する。 (例3) 集落排水施設等の統廃合により管理の効率化を図る※。	〇〇地区管渠整備事業	※平成〇〇年度を目処に、〇〇地区ほか3地区の農業集落排水施設(処理人口〇〇人、処理面積〇〇ha)を下水道に編入予定。	
浸水対策	都市浸水対策達成率	整備目標 60mm/h 重点地区	25% (100ha)	50% (200ha)	100% (400ha)	(例1) 都市機能集積地区等の重点地区については、下水道の整備に加え、内水ハザードマップの策定や止水板の設置、地下街等への下水道水位情報の提供等のソフト対策により、既往最大降雨(80mm/h)に対する浸水被害の最小化を目指す。	〇〇地区雨水貯留施設整備事業	〇〇地区については、下水道法第25条の2に基づく「浸水被害対策区域」に指定し、民間による雨水貯留浸透施設を導入。
		整備目標 50mm/h 一般地区	10% (100ha)	20% (200ha)	100% (1,000ha)	(例2) 浸水被害想定に基づき、浸水被害リスクの高い箇所から優先的に整備する。	〇〇幹線整備事業	
		整備目標 30mm/h	0% (0ha)	10% (200ha)	100% (2,000ha)	(例3) 既設水路等のストックを活用し、効率的な整備を図る。	〇〇幹線整備事業	
高度処理	高度処理の目標とする計画放流水質(〇〇処理場) 高度処理実施率	BOD 15mg/l TN 20mg/l TP 3mg/l 25%	BOD 12mg/l TN 15mg/l TP 2mg/l 75%	BOD 10mg/l TN 10mg/l TP 1mg/l 100%	(例1) 〇〇流域別下水道整備総合計画に基づき窒素・リン除去の高度処理を老朽化施設の改築に合わせ導入する。 (例2) 〇〇流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に基づき段階的の高度処理を導入し、冬期は放流先の水産資源に配慮して窒素の季節別運転管理を行う。 (例3) 将来的な人口減少を見据えた施設能力を最終目標とし、当面の人口増による流入水量の増大については、過負荷運転によって対応する。	〇〇処理場反応タンク設備改築事業 〇〇処理場反応タンク攪拌機設置工事 〇〇処理場凝集剤添加設備設置工事	※左記中期目標に係る季節別の運転管理目標水質 冬期: TN 15mg/l その他: TN 10mg/l	
合流式下水道の改善	合流式下水道改善率	25%	100%	100%	平成35年度迄に全ての対策を完了。	〇〇雨水調整池整備事業		
汚泥の再生利用	燃料又は肥料として有効利用された割合	25%	50%	100%	(例1) 発生汚泥のエネルギー利用・肥料利用に極力務めるとともに、焼却残渣等についてはマテリアルリサイクルに努める。 (例2) 浄化槽汚泥、食品廃棄物等の他のバイオマスの受入や他の市町村の下水汚泥との集約処理により、汚泥処理の効率化を図る。	〇〇バイオガス発電施設整備事業 〇〇処理場コンポスト施設整備事業 〇〇他バイオマス受入施設整備事業		
その他 処理水の有効利用	処理水利用量	0 m ³ /日	3,000 m ³ /日	3,000 m ³ /日		〇〇処理場ポンプ施設整備事業	〇〇地区のトイレ用水等に活用。	
雨水の有効利用	雨水利用量	0 m ³ /日	1,000 m ³ /日	1,000 m ³ /日		〇〇地区送水管整備事業		

(主要な施策)

まず、「主要な施策」については、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連する施策を記載する。

たとえば流域別下水道整備総合計画に位置づけがないなどの理由により「高度処理」の事業の予定がないということであれば、記載不要である。

「主要な施策」の枠組みは、記載例では、「汚水処理」「浸水対策」「高度処理」「合流式下水道の改善」「汚泥の再生利用」「その他」に分けているが、地方公共団体がマスタープラン、経営計画等を独自に定めている場合は、これらに沿った内容を記載していただければよい。

また、記載例の「主要な施策」については、以下のとおり国土交通省下水道事業課企画専門官通知に留意点をまとめている。

【汚水処理】

- ・ 都道府県構想の見直し及びアクションプランの策定を進めるとともに、汚水処理10年概成に向けた整備方針等を記載されたい。
- ・ 都道府県構想策定マニュアルに基づき、
 - a) 集合処理区域が適切と判断された区域であっても、10年以内に下水道整備による概成が見込まれない地域について、地域住民の意向等を踏まえ、早期整備が可能な手法を導入する等の弾力的な対応
 - b) 集落排水施設等との統廃合など、他の汚水処理施設との連携方針について記載。

【浸水対策】

- ・ 整備水準の目標については、都市機能集積地区等の重点地区を設けている場合は当該地区とその他の地区に分けて記載。また、下水道による浸水対策を行うべき市街地について、地区ごとの特性を踏まえた現在・中期・長期での段階的な整備目標及び実施予定のソフト対策の内容を示した図等を添付。

- ・ 事業の重点化・効率化の方針については、ハードとソフトを組み合わせた浸水被害の最小化、選択と集中、受け手主体の目標設定(床上浸水の解消等)、既存ストックの活用、まちづくりとの連携、地下街等への下水道水位情報の提供等を考慮して記載。
- ・ 法第 25 条の 2 に基づく「浸水被害対策区域」については、下水道施設と民間の雨水貯留浸透施設の整備が一体となって浸水被害の軽減を図る目標を記載するとともに、浸水被害対策区域に指定した地区等を備考欄に記載。

【高度処理】

- ・ 整備水準の目標については、高度処理の目標である計画放流水質や高度処理実施率等を記載。
- ・ 流域別下水道整備総合計画を定めている場合は、事業の重点化・効率化の方針について、水質環境基準以外の多様な目標(季節別処理水質を含む。)、中期整備事項(高度処理導入方針、流入水量最大時における対応)との整合を図りつつ記載。

【汚泥の再生利用】

- ・ 発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めるとともに、バイオマス利用がなされない下水汚泥については脱水、焼却等によりその減量化に努めることに留意して記載。
- ・ 流域別下水道整備総合計画の中期整備事項に資源・エネルギーの利活用に関する方針を定めている場合は、これとの整合を図りつつ記載。

(整備水準)

「整備水準」については、現在の水準、概ね 10 年後の目標(中期目標)、最終的な目標(長期目標)に分けて記載する。

これらの整備水準を比較する「指標等」は、独自のマスタープラン、経営計画等で定めているものを記載してもよいし、政府の社会資本整備重点計画等に位置づけられた指標等も参考になる。

また、中期目標は概ね 10 年としているが、地方公共団体がマスタープラン、経営計画等で別の中期目標(たとえば8年)を定めている場合には、それを記載することとしても差し支えない。

(事業の重点化・効率化の方針)

「事業の重点化・効率化の方針」としては、事業実施の優先順位の考え方や人口減少等を踏まえた施設規模の見直し、施設の統廃合、ハード・ソフトによる総合的な取組等を記載する。

繰り返しになるが、「施設の設置に関する方針」は下水道管理者の中長期的な施策目標の下に個別事業を位置づけ、事業のより一層の効率化、事業効果の見える化、事業の持続的な運営等の観点から事業計画を明らかにしようとするものであるので、この趣旨に照らし、全体の記載は基本的には下水道管理者単位で行うことが望ましい。

記載内容は、地方公共団体の経営計画の策定状況等と関連するため、可能な限り記載いただくことが望ましいが、記載できない場合には、今後の経営計画の策定予定等を明記いただき、段階的に記載を充実することとされたい。

また、下水道事業への理解促進のため、記載内容について、マスタープランや経営計画への記載等を通じて公表等を図られたい。

もっと詳しく ⇒ Q & A3-1~3-13【P33】
⇒ 運用通知3.(2)⑧イ【参考編 P65】、専門官通知2.①【参考編 P80】

事例で詳しく ⇒ 未普及対策【事例①・事例編 P1】

2.5 施設の機能の維持に関する方針の追加

・ 機能維持方策の体系化で事業の「効率化」

施行規則第4条第5号の「その他事業計画を明らかにするために必要な書類」について、運用通知3.(2)⑧において、「施設の機能の維持に関する方針」を含むことにした。

「施設の機能の維持に関する方針」として、主要な施設の劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、当該点検・調査の診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準及び改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通しを記載する。

まずは様式と記載例をご覧ください。

表3 施設の機能の維持に関する方針

1) 主要な施設に係る主な措置

①劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

※赤字が記載例

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	(例1) 施設の重要度等に応じて、概ね〇年～〇年に一度点検を実施。点検の結果、異状の可能性のある箇所についてテレビカメラ等による調査を実施。 (例2) 施設の重要度等に応じて、概ね〇年～〇年に一度点検を、概ね〇年～〇年に一度テレビカメラ等による調査を実施。
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	(例1) 設置後概ね〇年で調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。 (例2) 概ね〇〇年(目標耐用年数)を目処に改築を検討。
水処理施設 (送風機本体)	(例1) 分解・調査を概ね〇年に一度実施。 (例2) 概ね〇〇年(目標耐用年数)を目処に改築を検討。

汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	(例1) 異状が確認された場合、又は概ね〇年に一度分解・調査を実施し、 修繕・改築の必要性を検討。 (例2) 概ね〇〇年(目標耐用年数)を目処に改築を検討。
-------------------	--

②診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度がIのものを修繕・改築の対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	(例1)健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 (例2)概ね〇〇年(目標耐用年数)を目処に改築を検討。
水処理施設 (送風機本体)	(例1)健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 (例2)概ね〇〇年(目標耐用年数)で改築を検討。
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	(例1)健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 (例2)概ね〇〇年(目標耐用年数)で改築を検討。

③改築事業の概要(平成〇〇年度~平成〇〇年度)→※事業計画期間の年数を表記

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	延長:概ね〇〇〇km
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	汚水ポンプ(揚水量:約〇〇m ³ /分×〇台) 雨水ポンプ(揚水量:約〇〇m ³ /分×〇台)
水処理施設 (送風機本体)	送風量:約〇〇m ³ /分×〇台
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	脱水能力:約〇〇m ³ /時間×〇台

2)施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象 時期	試算の前提条件
年当たり概ね〇〇億円	概ね〇〇年後	(例1) 土木・建築は目標耐用年数75年 機械・設備は目標耐用年数25年で改築 (例2)標準耐用年数で改築

(主要な施設)

まず、「1) 主要な施設に係る主な措置」を記載することとなる「主要な施設」とは、少なくとも以下の施設を対象とする。

- 管渠施設については管渠(施行規則第3条第1項に定める主要な管渠以外の管渠も含む。)
- 汚水・雨水ポンプ施設についてはポンプ本体
- 水処理施設については送風機本体又は機械式エアレーション装置
- 汚泥処理施設については汚泥脱水機

水処理施設について、例えば、オキシデーションディッチ法における縦軸の曝気設備など、送風機本体が設置されない場合には、それに類する設備が該当するので、留意が必要である。

また、該当する施設がない場合には、記載しなくてよい。たとえば、汚泥処理施設について、汚泥処理の広域化等を実施しており、汚泥脱水機が設置されていない場合などが考えられる。

これらの施設について、「劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画」、「診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準」、「改築事業の概要」をそれぞれ記載することになる。

(劣化・損傷を把握するための点検・調査の頻度)

1)①の「点検・調査の頻度」とは、当該点検・調査に基づいた診断の結果を修繕・改築等の実施方針の検討に活用することを前提とした点検・調査が対象となる。

具体的には、管渠内部の点検・調査や処理場設備の分解・調査等が該当する。したがって、処理場の巡視の頻度等を記載する必要はない。

(診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準)

1)②の「診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準」には、記載例では、緊急度や健全度による区分で記載している。

目標耐用年数や政策重要度等を考慮した地方公共団体独自の判断基準を記載してもよい。

(改築事業の概要)

1)③の「改築事業の概要」には、概ね5年程度で実施する予定の改築事業(改築にあわせ、施設の能力を増強し、浸水安全度の向上や高度処理化を図る事業等を含む。)について記載する。

このとき、事業の優先順位や平準化を考える上で、概ね 10 年の間に実施する予定の改築事業を踏まえることが望ましい。

(施設の長期的な改築の需要見通し)

次に、2)の「施設の長期的な改築の需要見通し」を記載する。

施設の改築周期等一定の試算条件の下で、平準化を考慮しつつ、概ね30年～50年後の改築の需要を試算する。

また、本見通しや財政計画書を踏まえ、中長期的に事業の持続性を確保するための経営健全化、執行体制の確保に向けた取組を図っていただきたい。

もっと詳しく ⇒ Q&A4-1~4-5【P36】
⇒ 運用通知3.(2)⑧□【参考編 P65】、専門官通知2.②【参考編 P82】

事例で詳しく

- ⇒ 点検・調査の優先基準、長期需要の出し方【事例②・事例編 P18】
- ⇒ 設備更新から逆算した改築・点検計画、施設データ活用
【事例③・事例編 P33】
- ⇒ 管渠の改築判断となるコスト評価【事例④・事例編 P43】
- ⇒ 処理施設の改築判断となるコスト評価【事例⑤・事例編 P56】
- ⇒ 改築需要の見通し【事例⑪・事例編 P142】

2.6 財政計画書の変更

- 将来の見通しを踏まえた下水道使用料の算定、必要な対策を明記

施行令第4条第5号の「毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源」については、運用通知3.（2）⑨（v）において、様式3の「財政計画書」を記載する。

まずは様式と赤字吹き出し部分の変更点をご覧ください。

表4 様式3「財政計画書」（イ 経費の部）について

（単位：千円）

年次	イ 経費の部								
	建設改良費					起債元利償還費	維持管理費	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	計	うち用地費				
合計									

事業計画に記載された事項の実効性を財政面で担保する観点から、健全な経営が確保されるよう、「イ 経費の部」及び「ロ 財源の部」の各項目について、適切な算定を行われたい。特に、「ロ 財源の部」の下水道使用料については、記載要領3～5を踏まえて適切に算定されたい。

・記載要領を追加
 ・流域下水道事業に支払う負担金を、「建設費負担金」、「管理運営費負担金」に分割

- 記載要領
- 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
 - 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

表5 様式3「財政計画書」(口 財源の部)について

※青字が記載例

(単位:千円)

年次	口 財源の部										
	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費				合計
	国費	起債	他会計 繰入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料 ※	他会計 繰入金	その他	計	
合計											
下水道使用料※関連事項	<p>接続率:〇%(〇〇年度:初年度) → 〇%(〇〇年度:最終年度)</p> <p>講じる対策:(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇年度に供用開始1年以内の地区を対象とした排水設備工事資金助成制度を創設 ・〇〇年度より、シルバー人材を活用した全戸訪問による接続動奨を実施。 戸別訪問した内容は水酸化台帳に記録し、翌年度以降、水酸化阻害要因に対応した動奨を実施 <p>有収率:〇%(〇〇年度:初年度) → 〇%(〇〇年度:最終年度)</p> <p>講じる対策:(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇年度に戸別訪問の記録内容と排水設備計画確認申請書の調査を行い、届出忘れ等に係る既接続者の有収水量を確保 ・〇〇年度に処理区別に不明水量の多い地区を抽出し、汚水管への誤接続の有無を調査 <p>その他の講じる対策(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇年度に水道部局と連携し、水道契約者の給水実績と下水道使用者の調査を行い、下水道使用料の賦課漏れを確認 ・〇〇年度に使用料のあり方について検討する内部の検討体制を構築 										
記載要領	<p>記載要領を追加</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設費負担金を含んで記載する。 2.「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営費負担金を含んで記載する。 3.下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保障・人口問題研究所等による人口・世帯数の見直し、企業立地の見直し等を踏まえた上で算定すること。 4.「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(平成26年6月、国土交通省・(公社)日本下水道協会)」等も必要に応じて参照すること。 5.「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。 										

財政計画書は、これまでのもの(運用通知旧様式2)の表現の適正化を図るとともに、事業計画の実効性を財政面から確認するという観点から、より適切な算定を行うことができるようにした。

具体的には、財源のうち下水道使用料については、以下のとおり将来の見通しを踏まえた算定、必要な対策を記載することとした。

- ① 使用料は、小口需要者から大口需要者における近年の有収水量の動向をもとに事業計画期間における人口・世帯数、企業立地の見直し等も踏まえ算定
- ② ①で算定した使用料の見直しでは、事業計画期間における収支の均衡が図れない場合、その解消方法として、使用料の確保に関連する

指標である「接続率」、「有収率」を向上させる対策、目標値を記載⁷

- ③ 使用料の見直し検討、督促強化や収納機関の多様化による徴収対策といった、使用料を確保する上記以外の取組も記載

もっと詳しく ⇒ Q&A5-1~5-8【P38】
⇒ 専門官通知3.【参考編 P83】

事例で詳しく

- ⇒ 使用料の見直し【事例⑩・事例編 P129】
⇒ 経営分析・収支シミュレーションの実施【事例⑪・P142】
⇒ 経営分析・経営健全化策の検討・実施【事例⑫・P161】

⁷ 講じる対策については、「下水道経営改善ガイドライン」(H26.6、国交省、(公社)日本下水道協会)等も必要に応じて参照いただきたい。

Q & A

【1. 制度全般】

Q1-1. 整備が終了している団体でも事業計画の変更は必要ですか。

A1-1: 事業計画への記載事項が追加されたため、事業計画の変更が必要です。

Q1-2. いつまでに事業計画の変更が必要ですか。

A1-2: 事業計画についての改正法の施行の日(平成 27 年 11 月 19 日)から3年の間、つまり平成30年11月18日までに変更が必要です。
なお、維持修繕基準は、平成 27 年 11 月 19 日に既に施行されていますので、事業計画の変更を行う前であっても、改正法に基づく維持修繕を行う必要があります。

Q1-3. もし、3年間の間に事業計画の変更ができなかった場合はどうなりますか。

A1-3: 罰則等はありませんが、新法に基づく事業計画としての要件を失うこととなり、下水道法上の効果(私人への規制等)が及ばなくなる可能性がありますので、必ず期限までに変更を行ってください。

Q1-4. 事業計画策定後、記載内容に変更があったのですが、事業計画の変更が必要ですか。

A1-4: 事業計画の変更が必要かどうかは、「下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて」(平成27年11月19日下水道事業課企画専門官事務連絡)を参照してください。

Q1-5. これまでは、機能が変わらない更新事業については、事業計画の変更が不要でしたが、今後は必要になりますか。

A1-5: 事業計画の記載事項に変更がない場合(機能が変わらない更新事業の場合など)には、これまでどおり事業計画の変更は不要です。

Q1-6. 新たな事業計画の事業期間は何年ですか。

A1-6: 事業計画の事業期間は概ね5~7年程度で、これまでの取扱いと変わりません。

Q1-7. 排水施設の点検の方法・頻度を記載するために事業計画を変更する場合、工事の着手及び完了の予定年月日はどう扱ったらよいですか。

A1-7: 改築などの工事に併せて変更を行うのであれば、当該工事について記載ください。工事と関係なく、排水施設の点検の方法・頻度を追加するだけの変更の場合、工事の着手及び完了の予定年月日を変更する必要はありません。

Q1-8. 排水施設の点検の方法・頻度を記載するために事業計画を変更する場合、令第3条に基づく公示は必要ですか。

A1-8: 不要です。令第3条では、処理区域・排水区域、工事期間について、利害関係人に意見を申し出る機会を与えるものですが、排水施設の点検の方法・頻度の記載のみの事業計画の変更では、これらの事項に変更はないためです。

Q1-9. 都市計画法の事業認可手続に変更はありますか。

A1-9: 変更はありません。

【2.維持修繕基準】

Q2-1. 防食塗装を行った場合も5年に1度点検が必要ですか。

A2-1: 不要です。5年に1度の点検を要する排水施設からは、「腐食を防止する措置が講ぜられているもの」が除かれています(規則第4条の4)。ただし、防食塗装自体にも寿命はあるので、防食塗装の寿命に応じた点検を行ってください。

Q2-2. 腐食のおそれのある箇所は污水管が対象となると考えていますが、雨水管についても5年に1度の点検が必要ですか。

A2-2: 概念上は想定されますが、雨水管の腐食は想定しにくく、対象とはならないものと考えます。

Q2-3. 事業計画に定めた点検箇所について、今後、点検が不要であると判断すれば、減らしていくことができますか。

A2-3: 例えば、材質変更等で腐食のおそれがなくなれば、事業計画に定める腐食のおそれのある排水施設の点検箇所を減らすことができます。

この場合、事業計画の変更を行ってください。

Q2-4. 点検の方法として「ミラーによる目視」も含まれますか。

A2-4: 含まれます。なお、事業計画の管渠調書に記載いただく場合は、形式的には点検方法の変更についても協議が必要な事項となるので、複数の方法が想定されるのであれば、複数記載してください。

Q2-5. 点検記録はどれくらい保存すればよいですか。

A2-5: ①5年に1回以上の点検が必要となる腐食のおそれのある排水施設は、「次の点検を行うまでの間」、点検記録を保存してください

(規則第4条の4第2項)。

②上記以外の箇所については、点検記録の保存期間の定めはありませんので、地方公共団体のご判断で、効率的な点検ができるように取扱いください。

Q2-6. 第三者が点検した結果をチェックすることはありますか。

A2-6: 事業計画において腐食のおそれのある排水施設の点検の方法及び頻度は国土交通大臣又は都道府県知事が協議又は届出を受けることになっていますが、実際に協議又は届出の対象となった排水施設を含め、施設の点検を実施したかどうかを第三者に報告することにはなっていません。

ただし、国土交通大臣又は都道府県知事が下水道法第39条の報告徴収権に基づき、必要な場合に報告を求めることはあり得ます。

Q2-7. 点検した結果を公表する必要性はありますか。

A2-7: 点検した結果を公表する必要はありませんが、次の点検まで保存しておく必要があります。

【3. 事業計画（施設の設置に関する方針）】

Q3-1. 現時点で記載できない部分が多いのですが、どのように対応したらよいですか。

A3-1: 事業の実施状況や検討状況に応じて可能な範囲で記載ください。施設の設置に関する方針は、事業を政策体系化に位置づけて明らかにするものですので、今後、事業計画の変更等の機会を通じて、段階的に内容の充実を図っていただきたいと思います。

Q3-2. 地震対策の計画などで、①公にした計画に位置づけた目標等と、②計画策定後の内部検討に基づく新しい目標等とがある場合、施設の設置に関する方針にはどちらを記載すべきですか。

A3-2: 目標は公にしたかどうかを問いませんので、②を記載してください。

Q3-3. 施設の設置に関する方針についても、内容に変更があれば、事業計画の変更をする必要がありますか。

A3-3: 変更は不要です。今後、事業計画本体の記載事項に変更があった際に変更してください。

Q3-4. 排水区毎に事業計画が異なるので、整備水準の目標設定が難しいのですが、どうしたらよいですか。

A3-4: 地方公共団体毎に整備水準の目標設定を行っていただくことが望ましいですが、難しい場合は、排水区毎に記載していただいても構いません。

Q3-5. 上位計画である流総計画が更新されている場合、「中期目標」はどのように考えればよいですか。

A3-5: 現在の流総計画の内容を勘案し、地方公共団体として概ね10年程度で達成する目標を設定してください。

Q3-6. 実施しない施策に関する「主要な施策」の欄はどうしたらよいですか。

A3-6: 特段記載せず、空欄で構いません。

Q3-7. 1つの施策に対して目標が複数ある場合にはどのように記載したらよいですか。

A3-7: 複数の目標を併記してください。

Q3-8. 長期目標について、具体的な基準はありますか。

A3-8: 長期目標は、流総計画や都道府県構想などの上位計画に定められているものを記載していただくとともに、それ以外の施策については各地方公共団体で行う事業の最終目標を記載してください。

Q3-9. 「汚水処理」の指標として「下水道処理人口普及率」が用いられているが、「汚水処理人口普及率」もこの指標となりますか。

A3-9: 「汚水処理人口普及率」を記載いただいても構いませんが、下水道事業としての整備水準が分かるように記載してください。

Q3-10. 分流式のみ下水道の場合、「合流式下水道の改善」は記載しなくてよいですか。

A3-10: 不要です。

Q3-11. 合流改善事業が完了している場合、記載しなくてよいですか。

A3-11: 不要です。

Q3-12. 「汚泥の再生利用」の指標等として、「燃料又は肥料として有効利用された割合」がありますが、セメント原料化した割合も含めてもよいですか。

A3-12: 「燃料又は肥料として有効利用された割合」には、セメント原料化の割合は含まれません。別の「指標等」として、併記してください。

Q3-13. 「主要な施策」に「地震対策」を記載する必要がありますか。

A3-13: 「地震対策」の記載は求めておりませんが、地方公共団体のマスタープランや経営計画等で、「地震対策」を重視しているということであれば、記載いただいて構いません。他の施策も同様です。

【4. 事業計画（施設の機能の維持に関する方針）】

Q4-1. 現時点で記載できない部分が多いのですが、どのように対応したらよいですか。

A4-1: 事業の実施状況や検討状況に応じて可能な範囲で記載してください。

今後、事業計画の変更等の機会を通じて、段階的に内容の充実を図っていただきたいと思います。

Q4-2. 施設の機能の維持に関する方針についても、内容に変更があれば、事業計画の変更をする必要がありますか。

A4-2: 変更は不要です。今後、事業計画本体の記載事項に変更があった際に変更してください。

Q4-3. 「劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画」について、点検を要しないものを机上で選定する場合、どうしたらよいですか。

A4-3: 管渠については、頻度の違いはあれど点検は必ず実施するものです。頻度の設定等はガイドラインを参照いただきながら、各地方公共団体で適切に設定してください。

Q4-4. 「改築の需要の見通し」はどの程度の精度が必要ですか。

A4-4: 一定の試算条件や今後の見直しの方向性など、見通しに係る考え方を記載いただくことが重要であり、精度は問いません。

Q4-5. 「施設の機能の維持に関する方針」に記載すべき点検・調査や診断を未実施であり、改築事業も当面予定がない場合、どのように記載すればよいですか。

A4-5: 現在点検等を実施していない地方公共団体は、今後行なっていく点検の方針や改築等の判断基準を記載してください。なお、検討に時間を要する場合には、いつ頃を目途に方針を策定するか記載してください。

「改築事業の概要」については、「改築の予定なし」と記載してください。

【5. 事業計画(財政計画書)】

Q5-1. 財政計画書は、この様式を使用しなければいけませんか。地方公共団体独自の様式を使うことはできますか。

A5-1: 円滑な協議の実施のためにも、指定する様式を使用してください。仮に、記載できない項目があれば、個別にご相談ください。

Q5-2. 従来、財政計画書の最上段に、過年度分の金額を合算した数字を記載していましたが、その形式に変更はありませんか。

A5-2: 変更ありません。最終的な目標について記載してください。

Q5-3. 財政計画書の数字と実際の予算執行額との間に乖離ができた際に変更が必要ですか。

A5-3: 変更は不要です。協議時点で合理的な算定を行うようにしてください。

Q5-4. 年次は何年次分記載すればよいですか。

A5-4: これまでどおり、事業計画(5~7年)の期間記載してください。

Q5-5. 「下水道使用料※関連事項」の「初年度」「最終年度」とはいつのことですか。

A5-5: 事業計画(5~7年)の期間における初年度と最終年度について記載してください。

Q5-6. 有収率の「講ずる対策」欄に不明水対策も含まれますか。

A5-6: 含まれます。

Q5-7. 「有収率」は目に見えた向上が難しく、目標設定がしにくい上、数字の根拠も乏しく悩んでいます。

A5-7: 例えば、総務省が公表している統計情報等から、類似団体の有収率と比較し、下回っている場合は当該平均値を目標値として設定する方法なども考えられます。

Q5-8. 流域下水道の事業計画の場合、「下水道使用料※関連事項」はどのように記載すればよいですか。

A5-8: 記載不要です。

